

第1回 千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 議事概要

1 開催目的

公文書の適切な管理に向けて、県の基本的な考え方の方針を示す条例の制定に関し、文書管理の在り方も含め多角的に検討するに当たり、専門的な見地から幅広く意見を聴くため。

2 開催日時

令和8年5月15日（金）10時00分～11時50分

3 出席者

(1) 千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 委員

大林 啓吾（慶應義塾大学法学部 教授、公法）

小関 悠一郎（千葉大学大学院教育学研究院 教授、史学）

谷 麻衣子（弁護士）

冨沢 昇（千葉県産業振興センター 理事長、行政経験）

松島 隆一（東京大学空間情報科学研究センター 特任研究員、自治体DX）

(2) 県

高梨副知事（挨拶まで）、斎木総務部次長、山本政策法務課長、原田政策法務課副参事、船田政策法務課副課長、川下政策法務課副課長、岩堀審査情報課長、須賀文書館長

4 会議の概要

(1) 座長の選出

- ・委員の互選により、大林委員が座長に選出された。
- ・座長の指名により、小関委員が副座長に選出された。

(2) 本県の公文書管理の現状と課題

県から資料1に沿って説明したところ、委員からの質問等は特になかった。

(3) 条例の制定に向けた考え方

県から、条例において規律すべき基本的事項と、規則やガイドライン等において定める運用指針とを二段階構造で整理・検討していく方針である旨を説明。

【委員からの主な意見】

- ・異論はないが、内容的にも非常に重要であるので、資料として整え、次回の会議の場で共有してほしい。
- ⇒（県回答）承知した。本日お話しした考えを資料として作成し、次回の会議で共有させていただきたい。

- ・この会議は答申などを出すものではないと認識しているが、この会議の検討結果がそのまま県の考えとなるのか。
⇒(県回答)「検討会議の考え方=県の考え方」ではなく、会議での議論を踏まえて、県としての方向性をまとめたものをお示ししたいと考えている。

(4) 主要論点の抽出と、条例の総論部分について整理と検討

県から資料2に沿って説明するとともに、各委員による意見交換を行った。

論点① 条例の目的

【委員からの主な意見】

- ・デジタル化を踏まえた対応とのことだが、県の条例に、「デジタル化」の要素を盛り込むことが大きい点だと思う。条例の目的規定にも入れることを検討してはどうか。
- ・昨今はビジネスチャットなど、新たな形態の情報が発生していることを受け、文書の定義について、図等を用いて整理していただくと、今後の議論に資すると考える。
⇒(県回答) 資料2の15ページ、論点整理④において整理をさせていただいた。
「公文書」は、「行政文書」と「特定歴史公文書」とを合わせたものと御理解いただきたい。「行政文書」の定義は、現行の千葉県行政文書管理規則にも規定されており、千葉県情報公開条例における行政文書の定義と同様である。
また、「特定歴史公文書」については、今回初めて定義することとなるが、歴史的価値が認められ、保存期間経過後に文書館へ移管された文書、とすることを考えている。
- ・県の情報公開条例では、前文に「知る権利」について書いてあるが、この公文書管理条例では、「知る権利」に触れなくてよいのか。
⇒(県回答) 公文書を県民共有の知的資源と位置付け、県民に説明する責務を全うすることを明文化する予定であり、県民が必要な情報にアクセスできるようにするための考え方は、条例に盛り込んでいるのではないかと考えている。
- ・(「知る権利」について) 公文書管理法の制定過程の文書を見ると、検討の議論にはなったが、条文には入らなかったという経緯がある。「知る権利」の概念が抽象的で学説上様々な議論があることや、判例上は情報開示請求権として「知る権利」が使われたことがないこと、また、国や千葉市の議論では、「国民が主体的に利用し得る」という文言があれば、それが「知る権利」を表しているとの見解があった。
- ・条例制定の「効果」の説明の中で、歴史公文書の利用請求を権利として整理することだったが、「利用の権利」を目的規定に書くことは想定しているのか。
⇒(県回答) 歴史公文書の利用請求手続や、それに対する県の利用決定など、具体的な手続や処分については、目的規定ではなく、条例の各則部分に規定するものと考えている。

- ・ 県民共有の知的資源であることをしっかりと打ち出せば、個別の利用請求権を認める趣旨も読み込めると思うので、この方向で進めてもらいたい。
- ・ 「知的資源」に関する規定とともに「県民の主体的な利用」に関する規定が紹介されているが、「知的資源」と「主体的利用」を併せることで、「知る権利」を解釈として読み込めると思うので、そのような形で整理すればよいのではないか。
- ・ 情報公開条例との整合性については、同条例は情報開示が前提なので、それが直接関係する「知る権利」を書いてもおかしくない。他方、本条例は、文書の管理に主眼を置くものなので、制度として県民が十分に利用できるものと整理する方が、制度趣旨に沿うと思う。
- ・ 条例の目的規定は、条例が何を成し遂げるべきかを示す、象徴的な部分である。今後の各論点での議論を踏まえ、改めて目的規定をどう書くかについて、点検する機会を設けてはどうか。
⇒ 他の委員からも賛同する意見あり。

論点② 実施機関

【委員からの主な意見】

- ・ この条例で議会を対象外とする場合、議会の公文書管理はどうなるのか。
⇒ (県回答) 実施機関の範囲については、情報公開条例と同様とすることを基本と考えており、議会は実施機関に入れない案としている。議会では、独自に情報公開条例を制定しているところであり、公文書管理についても、議会において、別途の検討がなされていくものと考えている。
- ・ 指定管理者についても取扱いの方針を整理してはどうか。条例で規定するのは少々難しいと思うので、ガイドライン等で言及するのはどうか。
⇒ (県回答) 指定管理者についても議論する必要があると考えている。指定管理者には、民間事業者も含まれるので、画一的に義務化することは難しいと認識しているが、県の事業と密接に関わっている部分については、透明性の確保は必要と考える。
そのため、何らかの方法により取組を求めることについて検討していきたいと考えており、協定を締結するなどの具体的な手法をガイドラインで定めることについて、指定管理者制度の担当課と協議していきたい。
- ・ 民間が関わる場合に、どこまで対応が可能かについては、若干疑問符が付かざるを得ないところもあり、そうすると制度の信頼性にも影響する可能性がある。ガイドライン等のソフトな対応で、適宜協力を求めつつ進めていくのがベースになるかと思う。

- ・出資法人については条例で努力義務を課し、指定管理者については条例には書き込まずにガイドライン等で対応するという方針と捉えてよいか。
- ⇒（県回答）県の考え方としては、御認識のとおりである。これは情報公開制度でも同様であり、全体を通じて同じ建て付けにしていくことがよいのではないかと考えており、指定管理者については条例で規定しないとしても、一定の対応を求めていく方向で考えていきたい。

論点③ デジタル化等を踏まえた文書管理

【委員からの主な意見】

- ・デジタル化等への対応に関する条例の規定については、ビジネスチャットやAIの活用等の具体的なことは書かずに、継続的に見直し・改善をしていくという県の姿勢を示す程度にとどめておくのが適当ではないか。
- ・作成した文書やビジネスチャットなども含めて容易に検索ができるよう、AI等も活用して、検索しやすい仕組みの検討も必要ではないか。
- ・「デジタル化を踏まえた文書管理」の中には、デジタル技術を作成・管理・保管に活用することと、デジタル技術を用いて作成された電子文書をどう取り扱うかということの2点があると思う。そのいずれについても検討し、また、条例等に反映してはどうか。
- ⇒（県回答）御指摘のとおりである。今後、メールやチャット等は何のようなものが行政文書となるか、といった点についても、議論をいただきたいと考えている。
- ・公文書管理の実効性の観点からは、デジタル化等への対応に限らず、県の責務をもう少し広く捉え、職員個々人の判断や取組に依存せず、組織的に担保することについて規定するなど、もう一段上の視点を責務として定めてはどうか。
- ⇒（県回答）御指摘のとおり、職員個々人の判断のみに依存するのではなく、組織的な対応を制度的に構築していく必要があるものと認識している。具体的には、職員にとって分かりやすい基準の作成、マニュアルや研修制度の整備、誰もが使いやすいシステムの構築なども含め、全体を通じて組織的に担保していくことが重要である。このような認識を、条例上何らかの形で盛り込むことを検討していきたい。
- なお、本条例では、デジタル化への対応に関する責務については、「努めるものとする」と規定していきたいと考えている。
- ・「デジタル化等を踏まえた適正な文書管理を行う」などという文言を目的規定に入れると、県の特色になり得ると思う。
- ・「デジタル化」について、目的規定に入れるのであれば新しさにつながると思うが、紙媒体で処理せざるを得ない業務が残っているという現状を踏まえ、条例に規定するのであれば、その表現については、慎重に検討されたい。

論点④ 意思決定に至る過程等の跡付け

【委員からの主な意見】

- ・文書の作成義務について、ガイドラインで具体例などを細かく書くのであれば、条例ではその対象から「軽微な事項」を除く、という建て付けでよいと思う。
- ・公文書管理に関する昨今の問題事例を見ると、事件として公になった時点で初めて、当該案件における意思決定の証跡（記録）の重要性が判明することが多いが、実際には、職員が作成段階でその文書の重要性を判断する必要がある。その際に、職員の負担が過度なものとならないよう、ガイドライン等で明確にする必要がある。

論点⑤ 行政文書作成後の一連の管理の在り方

【委員からの主な意見】

- ・行政文書の作成からその後の保管あるいは移管等までの全体を見通した管理について条例で明確化し、知事の報告や公表、必要に応じた調査の仕組みを設け、適正な文書管理を担保していく方針だということだが、必要な内容であり、この方向性でよい。
- (5) 今後の検討スケジュールの確認等
次回は論点⑥以降（予定）について検討を行う。